

令和2年8月3日

## 令和2年度 空家等対策事業計画について

### 【前年度実績】

#### ○空家等ワンストップ相談窓口事業

問い合わせ件数 31件（反響経路：広報誌5件、区の紹介16件、NPOホームページ、セミナー等10件）

#### ○空家等利活用マッチング支援事業

登録件数 5件（空家提供者2件、利用希望者3件）

#### ○適正管理支援事業

助成件数 1件

### 【課題】

長期間空家状態が続いている空家の所有者は、活用等の選択肢が提示されても動機が弱いため、経済的な負担や管理負担を受け入れられず、決断ができないことが多い。

## 1. 空家等ワンストップ相談窓口事業

- (1) チラシによる情報提供
- (2) NPO 空家・空地管理センターホームページによる情報提供
- (3) プレスリリースの配信（セミナー、個別相談会等）
- (4) 空き家啓発セミナー・個別相談会（年度内1回）  
東京都感染防止拡大ガイドライン遵守（安全・安心な会場型での開催）  
新型コロナ対策として、
  - ① ビデオ面談システムの導入、無料DVD視聴サイトの構築を完了
  - ② オンラインビデオセミナーの制作を開始（8月末に完成予定）
- (5) 自治会・高齢者イベント・地域住民向けおしかけ講座、勉強会（8月～年内に順次開催）  
区内11自治会に対し、おしかけ講座、勉強会の開催を依頼  
区内11地域包括支援センター・民生委員等に対し、おしかけ講座、勉強会の開催を依頼  
※新たな空家情報の集約、年明けに開催する空き家啓発セミナー・個別相談会への集客を図る

## 2. 空家等利活用マッチング支援事業

- (1) 空家等所有者（貸主）向けに事業周知  
空家等適正管理支援事業の案内（7月送付）にチラシを同封
- (2) 空家等ワンストップ相談窓口へ寄せられる相談案件についてマッチングを継続
- (3) おしかけ講座、勉強会での空家情報のヒアリング～情報の集約
- (4) マッチング支援事業のスキーム構築にかかる業界団体向け事業説明会の開催  
社会福祉協議会、東京都宅地建物取引業協会渋谷区支部、全日本不動産協会東京都本部渋谷支部等

### 3. 空家等適正管理支援事業

- (1) 空家等ワンストップ相談窓口寄せられる相談対応での事業案内  
主にクレーム対応、庭木の越境、雑草の繁茂、屋根材の滑落等の処理
- (2) 空き家啓発セミナー・個別相談会、おしかけ講座、勉強会にて事業周知

# 空家等

# ワンストップ 相談窓口



管理

活用

相続



渋谷区PRキャラクター  
「あいりっすん」

## 渋谷区の「空家等ワンストップ相談窓口」

- 相続や売却、賃貸、管理の情報提供※及び経済的な試算
  - 弁護士等の専門家や不動産業者等の協力事業者と連携・協力した提案
  - 解決策提案後の相談者に対するフォローアップ等
- ※子育て支援施設や集会所等の公的な利活用に関する情報を含みます

平成 31 年 4 月 26 日に、渋谷区は

空家等ワンストップ相談窓口事業に関する協定を締結しました！

### 対象者

渋谷区民

または

渋谷区内に空家等を  
所有(予定)する方



NPO法人  
空家・空地管理センター

 0120-336-366

受付時間 9時～17時

詳しくは [空家空地管理センター](#)

[検索](#)

# 住んでいない実家・自宅のこと… どこに相談したら いいんだろう？



遠方の実家を  
どう活用したらいいの？

役所から求められる  
適正な管理って？

子どもたちに実家を  
どう遺したら…？

近隣の空き家、  
どこに相談したらいいの？

管理

活用

相続

予防



「空家等ワンストップ相談窓口」

NPO法人  
空家・空地管理センター

ワンストップで空き家に関する相続、賃貸、  
売却等のあらゆる問題に対応するため、  
様々な専門家・事業者と連携しています。

弁護士

建築士

司法書士

不動産会社

行政書士

造園会社

税理士

不用品整理

## 放置空き家がもたらす被害をご存知ですか？

適切に管理していない建物や土地が引き起こす問題は、「老朽化による倒壊」、「景観の悪化」、「放火による火災」、「雪の重みによる倒壊や落雪」などが挙げられ、どれも近隣住民に深刻な被害をもたらす可能性があります。

また、被害をもたらした場合の損害賠償責任は空き家所有者に負わされる可能性がありますので、空き家・空地の所有者は、他人に危険を及ぼさないよう、しっかりと管理を行う必要があります。



お問合せ



渋谷区

渋谷区 都市整備部 住宅政策課 住宅政策係

☎ 03-3463-3548 (直通)

【受付時間】9:00~17:00(平日)

渋谷区に空家(未利用建築物)を所有される皆さまへ

地域にとって、  
かけがえのない場所の一つとして  
所有する空家を活用しませんか？



ポケットパークとして



カフェとして

地域活性を目的とした

空家の提供を求めています



デイサービス施設として



こどもテーブルとして



渋谷区では「地域のまちづくり」や「コミュニティの活性」を目的に  
所有する空家を地域貢献利用施設として、ご提供いただける方を募集しています。



お問い合わせ先：都市整備部 住宅政策課 03-3463-3548(直通)

# 空家等適正管理支援事業について

空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないようにするため、空家等の適正管理を図る工事等を行う場合に、工事等費用の一部を助成します。

## 申請者の資格

渋谷区内における空家等を所有又は管理（所有者の同意を得た者に限る。）する個人とします。  
※共同で所有する対象空家等は、共有者全員によって合意された代表者を対象者とします。

## 対象空家等

渋谷区内にある空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等）で、この助成を受けていないこと。

※空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）

## 対象となる工事等

- ・空家等が**周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないことを目的とした工事等**とします。

### 【工事等の内容】

- ① 建築物の修繕、除却等を行う工事
- ② 建築物に附随する工作物及び建築設備の修繕、除却等を行う工事
- ③ 敷地に対する仮囲い及び管理看板等の設置を行う工事
- ④ 敷地内における立木その他土地に定着する物等の剪定及び撤去
- ⑤ 敷地内における害獣及び害虫等の対策及び駆除
- ⑥ 敷地内における廃棄物及び不法投棄物等の撤去及び処分（理由書の提出要）

- ・消費税を除く費用が3万円以上の工事等とします。
- ・区で行なっている他の助成制度により助成対象として承認された工事箇所でないものとします。
- ・令和3年1月末までの申請とします。
- ・申請後に着工し、令和3年3月15日までに完了できる工事等とします。

## 助成金額

工事等費用（消費税を除く）の50%（千円未満は切り捨て）とし、10万円を限度とします。

### 【お問い合わせ・申請先】

渋谷区 住宅政策課 住宅政策係（渋谷区役所12階）

電話 03-3463-3548（直通）

# 工事費等助成申請の流れ



## 1. 相談・見積り

下記の【見積り依頼先】に連絡をして、工事等内容のご相談をしてください。空家等を調査の上、渋谷区協定業者が見積書を作成いたします。

## 2. 申請

工事等内容及び工事等代金についてご了解後、区に助成金の申請をしてください。

### 【提出書類】

- ① 工事費等助成申請書
- ② 工事等計画書（工事内容及び工事等を行う箇所が分かる図書）
- ③ 工事等見積書（渋谷区協定業者が作成したものに限り。）
- ④ 工事等予定箇所の写真
- ⑤ 空家等の所有者または管理者であることが確認できる書類  
（例）固定資産税等納税通知書及び課税明細書、建物登記事項証明書等の写し、戸籍謄本
- ⑥ 申請者本人の確認ができる書類  
（例）各種健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード等の写し
- ⑦ その他区長が必要と認める書類

## 3. 審査

区は、審査後に助成対象の適否について書類でお知らせします。

## 4. 工事等契約

助成対象の決定後、施工業者と直接、工事等請負契約を結んでいただきます。

## 5. 工事等完了及び助成金請求

工事等完了後10日以内に、区に下記書類を提出してください。区は、助成金額を決定後、書類でお知らせいたします。その後、区は渋谷区協定業者へ助成金を交付します。

※申請者へは直接、助成金をお支払いいたしませんので、ご注意ください。

### 【提出書類】

- ① 工事等完了届（施工中及び施工後の写真を添付）
- ② 助成金交付請求書兼受領委任状

## 6. 工事等代金の支払い

工事等総額から交付された助成金を除いた金額を、施工業者へお支払いください。

### 【見積り依頼先】

NPO法人 空家・空地管理センター 「渋谷区空家等ワンストップ相談窓口」  
電話：0120-336-366 9時～17時（年末年始を除き年中無休）